

議案第 2 号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中開発行為（建築等）に関する証明手数料の項の次に次のように加える。

火薬類譲渡許可申請手数料		1 件	1, 200
火薬類 譲受許 可申請 手数料	(1) 火工品のみの譲受けに係るもの	1 件	2, 400
	(2) (1) 以外の譲受けにあつて次に掲げる額		
	ア 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の 数量が 25 キログラム以下の譲受けに係る もの	1 件	3, 500
	イ ア以外の譲受けに係るもの	1 件	6, 900
火薬類消費許可申請手数料		1 件	7, 900

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。